

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



昨年の伊奈町商工フェア

主な目次

法人会の集い.....	2
全国大会.....	3
税制改正提言.....	4
税の広場.....	5
認知症状を改善.....	6
フォトレポート、ビジネス書ベスト10.....	7
新会員紹介、キャラクター、紙芝居.....	8
支部の社会貢献活動状況	

TOPICS

伊奈町商工フェアは、11月7日(日)に開催されました。今年は、伊奈町のB級グルメを作り出そうと、伊奈町B級グルメ王座決定戦が開催されました。また、ハーレー隊による交通安全パレードやバトントワラー、太鼓演奏などのイベントで商工フェアを盛り上げました。

平成23年度税制改正に関する提言（要約）

第一 経済・財政・社会保障制度の改革

政府は、今後10年間で基礎的財政収支を黒字化する目標を「財政経営戦略」に掲げたが、そのためには抜本的な歳出・歳入の一体改革を行い、国民負担率を増やさない小さな政府を目指すべきである。

同時に、どのように社会保障制度を作り、どこにどう投資するか等の制度設計を行い、財源としての消費税増税について国民にわかりやすく説明すべきである。

第二 行財政改革の推進

政府が直営する事業は、民間開放による効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不十分であり、目に見える形での成果を期待したい。

同様に、公務員改革や国会議員の定数削減も急務である。

第三 国・地方のあり方

国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化及び行政効率化に伴う歳出削減等の実効ある政策である。

また、広域行政による効率化の観点から、道州制について十分に議論すべきである。

第四 税制改革のあり方

中小企業はわが国経済の礎であり、地域経済の担い手である。その中小企業が、様々な環境変化の中でその存在を確保し、社会経済への貢献ができるような税制の確立が求められる。こうした観点から、法人税率の引き下げ（軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

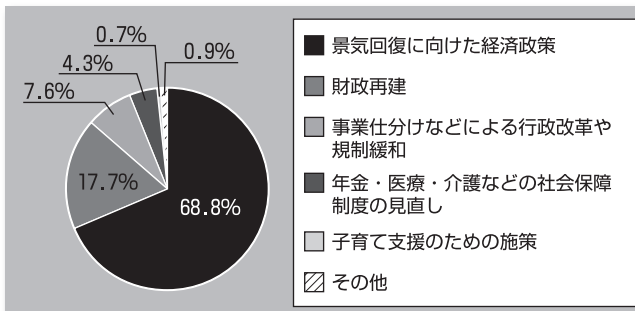
第五 租税教育の充実

学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者意識を定着させる必要がある。

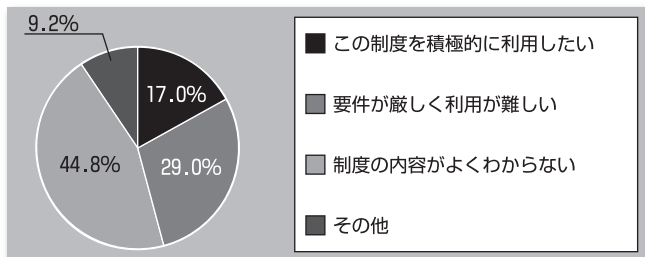
これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

税制改正に関するアンケート結果（有効回答総数7,227名）

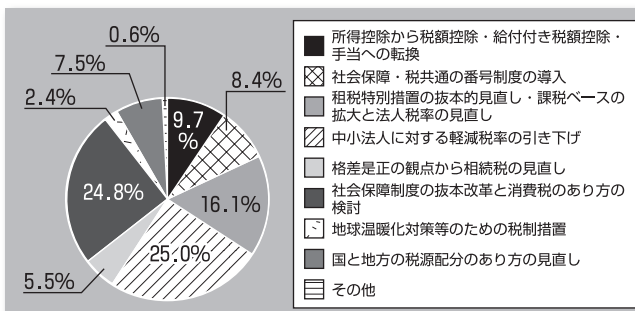
Q1 新しい政権において、最優先で取り組むべき施策はどれだと思いますか。



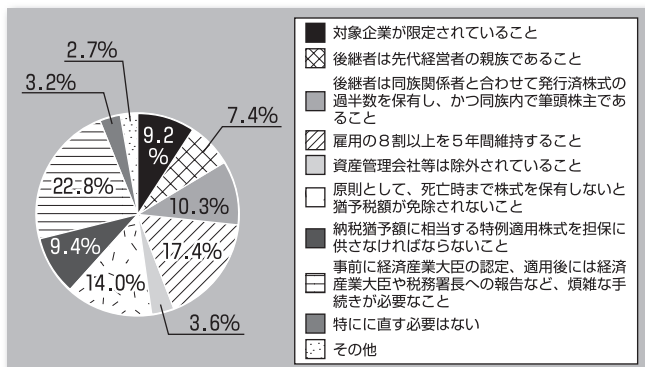
Q3 今後、事業承継をする場合、相続税の納税猶予制度を利用したいですか。

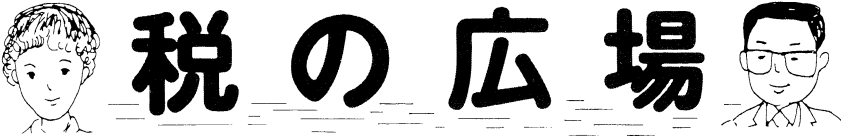


Q2 税制改正大綱で示された今後の税制改革の方向性のうち、あなたはどのような点について特に関心をお持ちですか。



Q4 相続税の納税猶予制度を利用する上で、利用の障害となる要件はありますか。





税の広場

平成22年度税制改正の中から、今回も一部を抜粋して掲載いたします。

●住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額が引き上げられました。これに伴い、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ特例が廃止されました。

1 暦年課税における住宅取得等資金の非課税措置の改正

贈与税における暦年課税の基礎控除110万円とは別枠で、住宅取得等資金については一定の要件のもとで、非課税枠が拡充されました。

《改正の概要》

	改正前	改正後	
		平成22年中に贈与を受けた場合	平成23年中に贈与を受けた場合
基礎控除	110万円	110万円	110万円
住宅非課税枠	500万円	1,500万円	1,000万円
所得制限	なし	贈与年の合計所得金額2,000万円以下	
合計	610万円	1,610万円	1,110万円

【改正後における受贈者の要件】

住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の1月1日において20歳以上、かつ、合計所得金額が2,000万円以下である者(特定受贈者)。

20歳以上の要件は改正前も同様です。

適用時期

平成22年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用(平成23年12月31日まで)されます。

ただし、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、改正前の制度と改正後の制度とのいずれかの選択適用が可能です。

2 相続時精算課税における住宅取得等資金の特例の改正

前記1の「暦年課税における住宅取得等資金の非課税措置」の非課税枠の引き上げに伴い、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例(特別控除の1,000万円上乗せ措置)が廃止されました。

	改正前	改正後	
		平成22年中の贈与	平成23年中の贈与
特別控除(一般)	2,500万円	2,500万円	2,500万円
特別控除(住宅)	1,000万円	廃止	廃止
住宅非課税枠(注)	500万円	1,500万円	1,000万円
合計	4,000万円	4,000万円	3,500万円

(注) 前記1の「暦年課税における住宅取得等資金の非課税」規定と同様です。なお、当該非課税額は相続時の相続財産に合算されません。

適用時期

住宅取得等資金に係る1,000万円の上乗せ措置は平成21年12月31日をもって廃止されました。

ただし、贈与者の年齢要件に係る特例(贈与者の年齢が65歳未満でも相続時精算課税制度の適用が可能)は、平成23年12月31日まで2年間延長されました。



これからも企業の繁栄をサポートしつづける 経営者大型総合保障制度です。

<引受保険会社>

DAIDO 大同生命

埼玉支社/さいたま市大宮区吉敷町1-23-1
TEL 048-641-0307

AIU 保険会社
エフアイユー・インシュアランスカンパニー

さいたまISオフィス/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048-650-7670

<http://www.aiu.co.jp/>

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を必ずご覧ください。

認知症状を改善する水分と運動 - 1日水分1.5リットル、散歩30分以上 -

産経新聞社文化部編集委員 佐藤 好美

ベッドシェアリングで長めのショートステイ

「ショートステイに預けると、要介護の状態が悪くなる」 - 介護に携わる家族からしばしば聞く話だ。24時間、365日の介護はきつい。たまには、高齢者を1週間ほど施設に預け、介護者もリフレッシュしたり、たまった仕事を片付けたりしたい。ところが、ショートステイを利用すると、概して高齢者が歩けなくなったり、認知症が進んだりするという。

家に比べれば、介護の眼も手も少ない施設では、致し方ないのかと長いこと思っていた。しかし、特別養護老人ホームの中には、高齢者を3ヵ月ほど預かって認知や身体の状態を改善させ、自宅復帰させているところもあるという。

東京都世田谷区のある特養では、複数の高齢者が1床のベッドを数ヵ月おきに交代で使う“ベッドシェアリング(在宅・入所相互利用)”を導入している。いわば、1床を長めのショートステイ専用ベッドにする施策だ。対象者はデイサービスを使いながら、在宅で暮らす高齢者ら。3～4ヵ月ほど自宅で暮らしたら、特養に3ヵ月入所し、その間のケアで状態を良くして再び自宅に戻る。

この制度を利用する小林ヌイさん(85) = 仮名 = は要介護4。手術と入院生活で歩けなくなり、衰弱と栄養不良もあり、入院先でオムツをあてがわれた。退院後に入所した別の施設では終日、ベッドに寝かされきりだった。

しかし、この特養に移ったヌイさんは、初日に車いすから降ろされた。リハビリがてら椅子に座るよう促され、移動時は歩行車。日に水分1.5リットルを摂取し、下剤をやめてファイバーを取り、食事はおかゆから普通食に。6種類のマシンを使った筋力トレーニングと歩行訓練が、療法士を交えて行われた。スタッフは「2週間でオムツが取れ、2ヵ月目には見守りなしで歩けるようになりました」という。

ケアで効果をあげる水分の摂取と運動

1ベッドは通常通りの利用なら、1人が入所できるだけだ。しかし、ベッドシェアをすれば、もっと多くの人利用ができる。特養待機者の利用が多いが、3カ

月の入所で高齢者が元気になると、家族からも「もう少し、在宅でできそう」との声も上がるという。

ベッドシェアを導入する施設は、全国でも珍しい。しかし、注目すべきはベッドシェアそのものよりも、ベッドシェアの間に提供される「水分、食事、運動、排泄」に力を入れたケアだ。

このケアを提唱する国際医療福祉大学大学院の竹内孝仁教授は「同様のケアを在宅で行えば、高齢者の認知症や介護の状態が改善する可能性は十分ある」と力を込める。竹内教授によると、第1に大切なのは日に1.5リットルの水分。第2に繊維質の多い食事。おかゆより普通食の方が繊維質は多い。排便が毎日なければ、寒天ゼリーなども有効という。第3に日に30～60分の運動。これらの結果、排泄が安定し、認知症の周辺症状も軽快するという。

竹内教授は「現状は、多くの高齢者が水分不足で便秘になっている。便秘だから下剤を飲み、下剤を飲むから、排便のリズムが崩れてオムツになる。オムツになると、億劫になって歩かなくなる。運動不足でますます便秘になる悪循環を起こしている。下剤とオムツをやめて、高齢者に水分と運動の機会を提供することが大切だ」という。

ただし、水分とはいえ、アルコールは不可。慢性心不全などで医者から水分制限を受けている人も対象外だ。また、散歩の際、転倒の危険には要注意だ。竹内教授は「認知症の人は動きが緩慢になるので、5～10分では歩いたことにならない。高齢者が転ばないように、付き添う人が腕を組み、30～60分を、できるだけ早足で歩いてほしい」と話している。

[筆者紹介]

佐藤好美(さとう・よしみ)

産経新聞社文化部編集委員。愛知県出身。平成元年に入社し、社会部、政治部、文化部などで一貫して年金、医療保険、介護保険などの社会保障を担当。家族は夫と息子2人。週末は家事と育児に明け暮れる。

あ げ お

フォトレポート

全国青年の集い「とちぎ大会」



式典風景

女性部会県外視察研修 水陸両用バス



徳川家光公御尊像参拝

支部の社会貢献活動

吹上支部

コスモスフェスティバル(B級グルメ開催)



北本支部「ふれあい家族の日」



各支部のイベントにおいて活躍中の法人会キャラクター「けんたくん」

ビジネス書ベスト10

八重洲ブックセンター調

順位	書名	著者	出版社	本体価格
1	個人事業のままでは損! 会社にするのとゼットイ得する!	寺内正樹	かんき出版	1,500
2	もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの「マネジメント」を読んだら	岩崎夏海	ダイヤモンド社	1,600
3	デフレの正体	藻谷浩介	角川書店	724
4	この国を出よ	大前研一 / 柳井正	小学館	1,400
5	マネジメント エッセンシャル版	P・F・ドラッカー	ダイヤモンド社	2,000
6	伝える力	池上彰	PHP研究所	800
7	残念な人の仕事の習慣	山崎将志	アスコム	800
8	怒らない技術	嶋津良智	フォレスト出版	900
9	残念な人の思考法	山崎将志	日本経済新聞出版社	850
10	スティーブ・ジョブズ脅威のプレゼン	カーマイン・ガロ	日経BP社	1,800

金額は本体価格のため消費税額を含んでおりません。

あ げ お

新 会 員 紹 介

よろしく申し上げます

平成22年9月30日現在

支部名	法 人 名	職 業	住 所
上尾支部	(同)スクールWING	学習塾	上尾市錦町37-5
上尾支部	(有)大窪運輸	運送業	上尾市平方522-1
上尾支部	(株)MSAシステム	ソフトウェア開発	上尾市浅間台4-20-6
北本支部	(有)ミヤコ	飲食店	北本市東間8-304-6
鴻巣支部	(有)日交トラベルサービス	旅行業	鴻巣市箕田926
鴻巣支部	イセヒヨコ(株)	飼料販売	鴻巣市箕田3440
伊奈支部	サイキュウロジコム(株)	倉庫業	伊奈町小室2332

法人会キャラクター着ぐるみと租税教育用紙芝居のご案内



各支部のイベント・法人会のPR活動に活用ください。



支部の 社会貢献活動

吹上支部「子ども自然生活教室、福島県 金山町サマーキャンプ」



北本支部「ふれあい家族の日」



創意と技術の総合建設業



千代本興業株式会社

代表取締役会長 千代 貞雄 代表取締役社長 千代 邦夫

本 社 〒362-0021 埼玉県上尾市原市2335-1 電話 (048) 721-1641 (大代表)

支 店 ●大宮 ●鷲宮 ●伊奈 ●東京